

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会会議録

日時：令和2年7月30日（木）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

配布資料

〔議事資料〕

議事（１） 第二種特定鳥獣管理事業実施計画

- ・令和3年度管理事業実施計画書（県実施分）（案）
- ・令和元年度管理事業実績報告書（県実施分）
- ・令和2年度管理事業実施計画書（市町村実施分）
- ・令和元年度管理事業実績報告書（市町村実施分）

議事（２） 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ、ニホンジカ）令和元年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和2年度実施計画書（案）

〔参考資料〕

資料１ 第二種特定鳥獣に関する各種データ

1 開会

（始めに、事務局が委員16名を紹介後、佐々木自然保護課長が挨拶を行った。）

2 挨拶（佐々木自然保護課長）

（続いて、事務局が配布資料の確認を行った後、伊澤委員長が挨拶を行った。）

3 挨拶（伊澤委員長）

では一言ご挨拶申し上げます。

今年に入ってから半年余りで、新型コロナウイルスの蔓延や集中豪雨による河川の氾濫、堤防の決壊や日照不足など、様々な自然災害が続いている。

これらは全国的なことであるが、当然、この宮城県も例外ではない。

そして、本日審議頂く4種類の野生動物の被害も、自然災害の一つと言えると思う。

それらの被害の進行状況であるが、このくらいの年齢になると皆様になるべく迷惑をかけないように、不要不急の外出自粛要請をしっかりと守り続けたので、山に入って野生動物の状況を見る機会はこれまでほとんどなかった。

残念ながら、私自身は現状がどの程度なのか正確には把握していないが、できる限り良い形での4鳥獣との共存が図られればと思っている。

では、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会を招集、開会する。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員16名中14名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：(以降の進行について、伊澤委員長にお願いします。)

4 協議事項

(1) 第二種特定鳥獣管理事業実施計画について

委員長：議事(1)の各特定鳥獣管理事業実施計画については、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、各部会は書面開催という形で審議を行っており、原案を了承頂いているところだが、その内容も含めて計画ごとに事務局から説明頂き、質疑を行いたいと思う。

まず始めに、イノシシの実施計画について事務局から報告願う。

事務局：(資料に従い説明)

委員長：事務局からの報告内容について、質問や確認事項はあるか。

玉手委員：3点ほどコメントしたい。

令和3年度の県実施計画自体については、特に異論は無い。

まず1点目だが、本県の場合はまだ分布が拡大している状況で個体数も増加しているということで、個体群がまだ安定していない状況なので、この段階で被害低減を図るためには、当然捕獲圧を高めることも必要だが、もう1つは電気柵で集落を守っていくという、まだそういう段階だと思われる。

各市町村から出されている実績報告のところでも、大和町あたりは柵の整備距離が何キロメートルといったデータが出ている。私も近辺を歩いてみると柵が増えているというのは感じるが、そういう実施状況のところのデータというのも資料の後ろの方にあってもいい。何キロメートルぐらい伸びているのか、まだ伸びる余地があるかと思われるので、そういうのも資料として示せば良いと思う。

いずれは全て困ってしまって、分布もかなり広がった段階では守るべき畑地を守りながら、後は捕獲で抑えていくしかないという様になると思われるが、まだそこまでは至っていないと考えられるので、これからそういう防除対策をどういう地域で重点的に行っていくか、新しく進出している地域などがわかる資料があればと言うのが1点目。

2点目は、資料1の各部会からの意見一覧のところのイノシシ部会の方で、親会に部会委員が出た方が良いという意見があるが、これはその通りだと思うので次年度から検討願う。

それから3点目だが、ツキノワグマとも関係するがイノシシ部会の方の資料1の個体数管理のところ、ツキノワグマの錯誤捕獲への対応との記載がある。おそらく、これから錯誤捕獲は増えてくると思われるので、イノシシ単独ではなく錯誤捕獲の対策をどうするかというのがこのイノシシについては大きな課題だと思う。その錯誤の捕獲のデータというか、実態としてどうなのかというのは気になる場所なので、そういう資料があっても良いのではと思う。

事務局：今の御質問のうち、まず2点目の委員の件については、次期改選時には親会委員からイノシシ部会委員を出す、もしくはイノシシ部会長等に親会に入ってもらい、そういったことを検討したい。

また、3点目の錯誤捕獲の問題については、相当数発生しているという状況はつかんでいる。ただ、そのほとんどが捕殺をされているという状況であるが、数日前に放獣出来る体制を有している業者と話をしたところ、ある程度の放獣はしているという話を聞いている。そのあたりの実態は当方でもつかめていないところがあり、そこは調査を進めていきたいと思っている。

また、錯誤捕獲の回避については、くくりわなでかかったところについては、そういう場所ではくくり

わなの設置を避けるなどの対応を取るようになっている。一方で、資料1の7ページ目にニホンジカ部会の委員からの意見があるが、浅間山ではツキノワグマがニホンジカを補食しているという記載がある。同じような話はツキノワグマ部会の委員からも聞いており、イノシシの後をツキノワグマが追いかけて回っていて、くくりわなにかかったイノシシをツキノワグマが補食する傾向があるようだとのことであった。

そうすると、くくりわなの設置場所を変えて錯誤捕獲を避けようとしても、結局イノシシの後ろをツキノワグマがついて回るので、どうしてもツキノワグマもくくりわなにかかってしまうという状況があって、なかなか今のところ錯誤捕獲を回避する妙案が無い状態ではあるのだが、わなの種類を変えるなど、錯誤捕獲を避けられるような方法について他県や国の研究結果等も参考にさせてもらいながら、対応を考えていきたい。

1点目の柵の整備距離に関しては、国の交付金を使って柵を整備できるようになっているのだが、平成22年度以降に鳥獣被害防止総合対策交付金を使って整備した柵の距離を、今年度から農山漁村なりわい課ホームページで公開しているので、次年度以降は資料に添付したいと思う。

今年度についても、電気柵やワイヤーメッシュ柵を170キロメートル程度整備する予定となっている。

委員長：ほかに何かあれば。

早坂委員：今の玉手先生の御意見に関連することだが、色麻町で今年度、国の交付金を使って加美町境から大衡村境まで電気柵を設置するという話を伺ったのだが、今後、県として他地域、それから広域的にこういった取組を広げていくような考えがあるのだとすればそれを伺いたい。

また、議事資料の4ページに記載のある鳥獣害担当職員について、たしか以前に鳥獣被害対策指導員というのを県で創設するという話を伺ったことがある。そういう県職員を毎年増加していくという計画をどこかで見たのだが、その計画はどのようになったのか、そして職員としてどのように増員されているのか、こういった箇所に配置されているのか教えて頂きたい。

事務局：色麻町のワイヤーメッシュ柵の件については、今年度50km延長するという計画を受領しており、既に着手しているという話を聞いている。他の市町村についても、今年度要望頂いた市町村については国の交付金と県の補助金を合わせて満額配分し、要望箇所は全てできるように補助金を交付している。

2点目の県職員配置の件については、イノシシ対策の中心である県南の大河原地方振興事務所に鳥獣被害対策専門指導員を毎年度2名ずつ配置しており、令和2年度時点で8名が在席している。県としては来年度も2名増やして10名体制とし、それを今後も維持したいと考えている。

役割としては、まだ狩猟免許を持っていない方を採用することになるので、1年目は狩猟免許を取得して頂くことになるが、先ほど申し上げたとおり8名体制までできており、そのうち6名は狩猟免許を取得しているので実際にイノシシの捕獲に従事しているほか、管内の市町や猟友会支部との連絡調整、有害鳥獣捕獲の支援等に従事しているところとなっている。

令和元年度の実績としては、当時は6名体制であったが129頭のイノシシを捕獲している。今年度も順調に捕獲実績を上げており、引き続き対応して参りたいと考えている。

委員長：このあたりでイノシシについての質疑を終了し、協議事項については部会での検討結果も踏まえて原案のとおり了承することとしてよろしいか。

各委員：(異議なし)

委員長：では、続いてニホンジカの実施計画について事務局から報告願う。

事務局：(資料に従い説明)

委員長：事務局からの報告内容について、質問や確認事項はあるか。

玉手委員：計画書や実績報告書には特に異論は無いのだが、資料の方で一つ気になることがある。

県南で平成29年度あたりからニホンジカが捕獲され始めているが、山形県でも全県で総数としては非常に低頻度であるもののニホンジカが出没しているという状況にあり、おそらくは山形県内全域に分布が拡大する兆候だと思って注視している。

宮城県でもこの県南地区でここ3年ほど捕獲が続いているということで非常に気になるところだが、予防的管理を実施計画に書き込むのは中々難しいとは思うものの、このあたりについてニホンジカ部会で何か意見があったか、部会長にお伺いしたい。

土屋委員：今年度、指定管理鳥獣捕獲等事業でのニホンジカ捕獲区域に蔵王町が入ってきたが、そのあたりのいきさつを私も把握していないので、事務局から説明をお願いできるか。

事務局：議事(2)でも改めて説明申し上げるが、今年度から蔵王町が指定管理鳥獣捕獲等事業のニホンジカ捕獲区域に入っている。

また、玉手委員からお話のあったとおり、資料7ページの市町村別捕獲数一覧表を見てみると、平成29年度から大河原管内で少数ではあるもの捕獲されるようになってきている状況である。資料の9ページは県内の5kmメッシュ毎の捕獲位置図だが、令和元年度も県南の村田町などで捕獲されている。ただ、村田町のあたりでは以前からニホンジカの目撃情報はあったところであり、どうも生息はしているものの積極的な捕獲をするところまでは至っておらず、この実績もニホンジカを狙って捕獲したというよりはイノシシのくくりわなにニホンジカがかかったので捕獲したというのが現状である。

そのため、実態としてこの地域に何頭ぐらい生息しているのか、今後何頭捕獲するかという具体的な計画があるわけではないのだが、特に蔵王町については予防的な措置として指定管理鳥獣捕獲等事業でニホンジカも捕獲したいという要望があったもの。

ただ、先ほどお話ししたとおり、ニホンジカを狙ってわなを設置するというよりは、イノシシを狙って仕掛けたわなにニホンジカがかかった場合に、ニホンジカも指定管理鳥獣捕獲等事業として処理できるようにするというのが実情である。

土屋委員：こういう散発的に見られるニホンジカがどこから来たのかということは、やはり遺伝子解析で調べておくのも一つの方法だろうというように、玉手委員は多分御指摘されたのかと思う。

捕獲した際にサンプルを摂取できれば、私宛てに送付頂ければ解析できるので、そういう機会があれば送って頂きたい。

事務局：村田町では減容化処理施設が整備されており、1頭丸ごと施設に入れて分解処理を行っているのだが、その前処理として尻尾や毛などの組織の一部が採取できるのであれば、町役場と相談して検体を送付できるような措置ができるかどうか検討したい。

土屋委員：余談になるが、過去に南東北のある市町村で100頭ほどニホンジカを飼育しており、これを奥羽山系の方の牧場に預けた際に嵐で全ていなくなったという事例がある。時間や場所は多少異なるが、色々な要因が考えられるので、ぜひ今後の対策のためにも知っておいた方が良好だろうから、もし可能であれば筋肉組織を提供頂ければと思う。

玉手委員：山形県の事例はちょっと先行していると思うので参考までにお話しすると、山形県内の4つの行政区全域で、非常に低頻度で出没している状況ではあるものの、ニホンジカは長距離を移動するので遺伝子を調べてもどこから来ているかというのが非常に分かりづらい。

ただ、重要なのはニホンジカは森林被害があるので、特に希少植物があるような、県として保護地域だと考えているような山林においてそういう兆候がないかというのは、自然保護の立場から見ておく必要がある。

山形県でも、そういう非常に守りたい地域でニホンジカが出ているというのは非常に問題になっており、白神山地でも同様。ほかの動物と違って山で出ているので、これは林業に従事されている方々の間で広く見て頂かないと中々モニタリングができないので、気をつけた方が良好と思う。

委員長：ほかに何かあるか。

大槻委員：ニホンジカのくくりわなにニホンカモシカが錯誤捕獲されたことはあるか。

ほかの地域では、ニホンカモシカが激減しているという話も聞いているので、宮城県はどうなのか気になっている。

事務局：はっきりとした数値で件数等を把握しているわけではないが、イノシシやニホンジカのくくりわなにニホンカモシカがかかったという話は聞いている。

大槻委員：ニホンカモシカが錯誤捕獲された場合、どのような措置をとるのか。

事務局：原則として放獣となる。ニホンカモシカの頭部に布などを被せて大人しくさせておいて、その間にくくりわなのワイヤーを外して逃がすといった対応をしていると聞いている。

委員長：玉手委員からコメントのあった保護地域等での対策はどうか。

事務局：県内のニホンジカは、今のところ気仙沼から牡鹿半島にかけての沿岸部及び内陸部でも里山のあたりでの捕獲や目撃が多い。ただ、それがいずれ栗駒山の上の方とか、蔵王連峰のお花畑の方まで進出してしまうと大変な問題になってしまうと考えている。

分布の拡がりについては、資料にあるような5kmメッシュでの捕獲位置などで今後も把握に努めたい。

委員長：ほかになければ、ニホンジカについての質疑を終了し、協議事項については部会での検討結果も踏まえて原案のとおり了承することとしてよろしいか。

各委員：(異議なし)

委員長：では、続いてツキノワグマの実施計画について事務局から報告願う。

事務局：(資料に従い説明)

委員長：事務局からの報告内容について、質問や確認事項はあるか。

早坂委員：仙台市でのツキノワグマ出沒についてお伺いしたい。

以前は、泉区の紫山や高森などの北西部丘陵地帯での出沒が多かったが、昨年あたりから北環状線を越えて加茂、水の森や虹の丘での出沒情報が、各種ホームページや住民へ配信されるメール等で多くなっている。

要は北環状線の内側に入ってきている状態で、そちら側は住宅地で学校も非常に多い。そういうところで頻繁に出沒があると人的な問題も色々起こってくるのではないかと。

早晚、桜ヶ丘から北仙台方面というか、北西部から南や東の方へ移動するというのが予測できると思う。

おそらく泉ヶ岳の方からツキノワグマが来ているのだと思われるが、丸太沢、上谷刈や台原森林公園など深い森のようなところもあるし、仮にそのような場所で定住するようなことになったら、これは大変なことなのではないかと懸念しているところがあるのだが、こういう状況について県としてのお考えがあればお伺いしたい。

事務局：当課の方には逐次ファックス等で出沒情報が提供されており、なるべくコンスタントに更新・公開をして、県民の方々に対していつどのような場所でツキノワグマが出沒しているかという情報提供をするというのが、当課の主な業務になっている。

実際に市街地等で出沒した場合の対応というのは、基本的には仙台市が主体となって行うという形になる。昨年度、加茂で出沒した事例では、市街地にも頻繁に出沒していて捕獲もやむを得ないということで、麻酔銃による捕獲を行った。

現在のところ、例えば国見、八幡、水の森や虹の丘で出沒が見られた際には直ちに捕獲するという対応をとるとは聞いてはいないが、仙台市にツキノワグマ緊急捕獲許可の権限が移譲されているので、昨年度の加茂と同じような状況になった場合には捕獲の措置を行うことになるのではないかとと思われる。

玉手委員：第三期ツキノワグマ管理計画では年間の捕獲上限が200頭となっているが、令和元年度はそれを少しオーバーしている。ただ、そこで少し臍に落ちないことがあるのでご説明頂きたい。

資料2ハの2ページを見れば良いかと思うが、大抵、捕獲上限数を超える場合というのは大量出沒して現場が若干混乱してしまい、箱わなを多数設置して捕獲しすぎてしまうというのがこれまでのパターンであった。

例えば平成18年度は大量出沒年だったので宮城県の有害捕獲数は211頭だが、隣の山形県では697頭捕獲した。この時は山形県では許可件数も多く、捕獲しすぎたという反省をして、その後どうやってこのあたりをコントロールするかというので管理計画を少し作り直したという経緯がある。

それを踏まえて令和元年度の状況を見てみると、有害捕獲数は227頭で今までに無いほど多いが出沒件数は883件であり、平成28年度は出沒1,642件に対して有害捕獲数は132頭となっている。令和元年度の出沒数は例年よりは多いといっても大量出沒年に比べれば少ない、なのにどうして有害捕獲数がこんなに多いのかというところを知りたい。

許可件数のデータがこの資料に記載されていないのだが、こここのところの振り返りがないと、令和3年度計画において万が一捕獲上限数を超えた場合に狩猟自粛要請をするといっても、実際には要請できない、あるいは要請するタイミングが遅れるということもあるので、なかなか実効性がない。

第二種特定鳥獣になっているとはいえ、もしツキノワグマに対して守るべき動物だということ、ある意味保

護動物的な性質がまだあるとすれば、捕獲しすぎないというところの配慮について、令和3年度はどうやって行くかというのも重要な問題だと思う。

質問は、令和元年度は何故こんなに有害捕獲数が多いのかというところ。

事務局：令和元年度に有害捕獲した227頭について、その1頭1頭がどんな要因で捕獲許可を出して捕獲に至ったのかという詳細な分析はできてはいない。ただ、イノシシやニホンジカと違い、ツキノワグマについては有害捕獲の申請があった際には原則として現地調査を行い、電気柵を設置しているか、またその張り方はクマ防除に適したものになっているのか等を調べた上で、そういう防除対策をしてもなお突破され、捕獲以外に方法がないという場合に許可を出すこととしているので、やはり令和元年度はそういう事例が多かったのではないかと考えられる。

また、捕獲数が200頭を超えた場合に狩猟の自粛要請をするとなっているが、令和元年度にこの上限数を超えると分かった時点が年末から年明けにかけての頃であり、その時点でツキノワグマ部会の委員の方々に対して書面で意見を募って狩猟自粛要請を行うべきかどうか協議をした結果、今から要請通知を出しても効果が見込めないということと、200頭を超過したのがこの10年余りで令和元年度だけであったということから、狩猟自粛要請は見送るという結果となった。

玉手委員：そのとおりで、狩猟自粛要請というのは、タイミング的には余り意味が無いというのは経験的に分かっている。

仮に捕獲数を抑えれば夏場になる。夏場は猟師も捕獲には消極的。

令和3年度実施計画でも、個体数管理のところでは狩猟自粛要請について検討すると記載されているが、令和元年度のような状況がまた起こり得るので、これはこれで書きぶりは良いとしても、どうやって許可を出していくかというのはもう少し工夫されても良いのかなという気がする。

ただ、被害が発生すると現場は早く許可を出して欲しいと言ってくるので、日頃からの防除対策をしっかりやっていく方が、予防的な管理としては良いのではと思う。

事務局：捕獲の許可の出し方や狩猟自粛のあり方については、確かに令和元年度の狩猟捕獲数を取りまとめでみるとツキノワグマの狩猟捕獲は2頭しかなかったと、そういう結果となっている。

先ほどもご説明したとおり、今ちょうど平成26年度以来6年ぶりに県内のツキノワグマ個体数推定調査を実施しており、令和3年度は次期管理計画の改定時期に当たるので、この調査結果も踏まえながら次期計画でツキノワグマの管理のあり方をどうしていくべきか検討させて頂きたい。

委員長：ほかになければ、ツキノワグマについての質疑を終了し、協議事項については部会での検討結果も踏まえて原案のとおり了承することとしてよろしいか。

各委員：(異議なし)

委員長：では、続いてニホンザルの実施計画について事務局から報告願う。

事務局：(資料に従い説明)

委員長：事務局からの報告内容について、質問や確認事項はあるか。

八嶋委員：実施計画の3生息環境管理の(3)で委託契約額341万円とあるが、金額に比べて捕獲数が少ないのではないかと。この委託というのはどういう業務の委託なのか。捕獲なのか追い払いなのか。いずれにしても金額の割に捕獲数が少ないように感じられるので、説明いただきたい。

事務局：この委託業務は、群れの中の特定個体を捕獲し、その個体にGPS首輪を装着して再度放獣し、その群れの行動を観測するという調査になる。

よって、有害鳥獣捕獲ということではなく、活動の範囲、遊動域と呼ばれるものだが、その生息域の調査と、GPSを装着した個体を含む群れの個体数を推定するための調査となっている。

八嶋委員：イノシシの場合だと、1頭捕獲したら幾らかの補助金が出る。こういう補助金はイノシシだけのものであって、ツキノワグマもニホンジカも捕獲した場合の補助の話が出てこないが、こういった調査委託の補助と捕獲に対する補助というのは別のものなのか。

事務局：こちらに記載している委託契約は、生息状況と群れの現状の確認をするための調査の委託になるので、捕獲に関する補助ということではない。

八嶋委員：少し矛盾しているのではないかと。実施計画では捕獲に関する記述もあるのに、ニホンザルに対しては調査だけで捕獲は別ということか。お金を無駄に使っているように思われるのだが。

事務局：補足で説明させていただくと、この議事資料にある341万円の委託というのは生息状況調査の金額であり、ニホンザルを何頭か捕獲してGPS首輪を装着し、行動追跡をするという内容のものである。

ニホンザルはイノシシやニホンジカと異なり、捕獲圧を高めて個体数を減らすというスタンスではなく、群れの中でおとなしいものや市街地・人里等に出没して畑を荒らすものなどがいるので、そういったそれぞれの群れの評価を行っている。

それとは別に、市町村が主体となって農林水産省の交付金等を活用しながら有害鳥獣捕獲を行っており、資料2(二)の6ページにあるとおり、令和元年度は326頭の捕獲実績となっている。

玉手委員：イノシシやニホンジカは今爆発的に増加しているので、まずは捕獲を強化して増加を押さえ込むというのがやはり必要かと思うが、ニホンザルについては伊澤委員長がずっと調査をされていて、ある程度被害は出しているものの安定的に維持されている。

山形県では捕獲が先行していて、どのニホンザルでも捕獲するという方針。

しかし、宮城県の場合は、ニホンザルの群れをよく観察すると被害を出す群れとそうでない群れがいるので、その取扱いはきちんと分けましょうという考え方になっている。

ただ、例えば同じ群れがある場所では被害を出している一方で、別の場所では大人しくしているという可能性もある。そういうことを観察するためには、やはりGPS首輪を装着してちゃんと行動把握をしないと、宮城県の管理方法はうまく回っていかないと私は思っているので、そういう点で行動圏の調査というのは非常に重要だと考えている。

委員長：事務局も同様の考えでよろしいか。

事務局：補足説明感謝する。

玉手委員のお話のとおり、調査業務の受注者からも、山の中でひっそりと暮らしている群れもあれば、

人慣れして人里に降りてきてしまい、家畜の飼料であったり農作物に被害を与えるような群れもいると聞いている。

宮城県ではニホンザルの管理を進めていく上で、基本的には追い上げをして山の中で静かに暮らしてもらうという考え方に基づいているが、ニホンザルの有害捕獲許可権限は市町村に移譲しているの、やはり農地や人家への出没があつて被害が想定されるという場合には市町村で捕獲を行つてしまい、群れの個体数が大幅に減少することもある。あるいは群れ自体が消失してしまつて、たまたま捕獲されなかつた残りの個体がハナレザルになつてしまい、ほかの群れと争いをして居場所がなくなり、また人里に降りてくるということもある。

よつて、生息状況を把握した上で群れに対する評価を行い、その評価に基づいて追い上げを行つたりGPS首輪によつて遠方から監視したりして、サルが生息域を人間と隔てる形で管理をしているのが実態となつている。

玉手委員：一つお願いしたい。

ニホンザルは県境を越えて移動するので、宮城県で追い上げると山形県に行つてしまうということが実は随分あり、我々のデータでもそれを示している。

また、米沢で有害捕獲されている群れが福島県に行くと、そちらでは何も悪さはしていないということもあるので、せつかく費用をかけて調査をされているので、少し広域的に情報共有をしていただきたい。

宮城県で追い上げをすると、県境を越えた山形県側にはちょうど果樹園があるわけで、そういうことも考慮しながら広域的な連携でやっていただければ。

福島県と山形県では南奥羽の協議会があつて情報交換しているが、宮城県と山形県ではそれほどではないような気がするの、情報共有をしていただければと思う。

委員長：事務局から何かコメントはあるか。

事務局：今後は、市町村等ときちんとした情報の共有を図り、人間とニホンザルの適切な共存を図つていきたいと考えている。

土屋委員：山形県境に近いところの奥新川や秋保大滝のあたり、このあたりの群れはランクの低い群れが多いが、この地域のニホンザルは何故こんなにランクが低くなつているのか。このあたりの群れは何か特性があるのか。

事務局：調査業務の受注者からの話では、人慣れしすぎていて、人が追い払いを行つても短時間しか効果が無く、エサを求めて家庭菜園や庭に咲いている花に被害を及ぼしているということを聞いているので、低い評価となつている。

土屋委員：山形県に非常に近いところでもあるので、そういう要因もあつて悪さをするのかなとも思われるが、そのあたりはいかがか。

事務局：仙台市では令和元年度の捕獲目標を130頭にして、実績として80頭を捕獲しているが、その捕獲したニホンザルがどの群れに属するかということも捕獲後は調査していないので、それを補完する形で宮城県が追跡調査を行つている。

委員長：ほかに何かあるか。

私からも一言申し上げると、ツキノワグマやイノシシなどのほかの動物と違って、ニホンザルは集団で生活している。なので、ちょっと畑や田んぼに居着いてしまうと、毎年アカンボウを産んで数年で100頭を超えてしまう。

それを捕獲しようとするとはまず餌付けをしなければならないが、群れで生活するので箱などで捕獲できるのはせいぜい1頭から2頭。あるいは大量捕獲用の移動捕獲わなもあるが、全頭は捕獲できない。そうすると、餌付けされたニホンザルを出してしまうということ、そういう問題がある。

群れを捕獲するにはわなで餌付けをするしかない。そうすると、今まで食べたことがない餌を食べ始めて、獲り逃がしたニホンザルが田畑を荒らすようになるようになるということが繰り返される。

そういったところを考えながら、来年度の対策を行っていただきたい。

もう一つは、追い上げで宮城県から山形県に行く、あるいは山形県から宮城県に来るという話だが、そう簡単に行き来できるものではない。

「追い上げ」と農家の方々が中心になって行っている「追い払い」というのは質が違う。

追い上げというのは宮城県ですずっと実施してきた対策で、二口や奥新川にいる群れが人里に降りてこようとするのを順番に降りてこないように対処する方法で、膨大な人手とお金がかかり、結局はやれなかったり、年に1、2回実施して終了という状況になってしまっている。

ツキノワグマやイノシシとはちょっと違う視点で対策を考えないと、集団で行動するニホンザルという動物を相手にするのは難しい。部会の方にも、その旨伝えておきたいと思う。

ほかに何かあるか。

ほかになければ、ニホンザルについての質疑を終了し、協議事項については部会での検討結果も踏まえて原案のとおり了承することとしてよろしいか。

各委員：(異議なし)

委員長：それでは、次に議事(2)の指定管理鳥獣捕獲等事業の令和元年度評価報告書(案)及び令和2年度実施計画書(案)に移る。

こちらも議事(1)と同様、既にイノシシ部会及びニホンジカ部会において審議され、原案を了承しているが、事務局から説明願う。

事務局：(資料に従い説明)

委員長：事務局からの報告内容について、質問や確認事項はあるか。

無いようであれば質疑を終了し、原案のとおり了承することとしてよろしいか。

各委員：(異議なし)

委員長：以上で、本日の議事はすべて終了とする。御協力感謝する。

それでは、事務局に進行をお返しする。

事務局：伊澤委員長ありがとうございました。

その他、委員の皆様から何かありますか。

玉手委員：1点だけ。

中長期的な話になるが、今後は特定鳥獣の出没情報や捕獲地点という地理情報は、より詳細な単位で情報を分析できるようにしていく方が良いと思われる。

今後、5Gのインフラは進み、わなもスマート化する。IoT技術でわなの情報がそのまま入ってきたり、ニホンザルでも早期警戒接近システムというものがあるが、そういったもので地理情報が詳細に入手できるようになってくる。電気柵でも、徐々にスマート化していく。

一方、現在のデータのまとめ方は基本的にハンターマップメッシュ単位だが、実際に被害対策を精緻に立案していく上では、やはり地理情報をもっと活用してデータ解析をするなど、AIも使うようになると思う。

ツキノワグマの出没もいきなり市街地に出てきているが、必ず環境要因が絡んでいる。そういう分析をすることによって予防的対策ができると考えられる。

なので、これは来年度からという話ではないが、資料1のツキノワグマ部会のコメントでもグーグルマップの話も出ているが、データの取り方や解析の仕方、新しい時代に対応してIoT、AIや5Gというツールを使いこなしていただきたい。

ベイズ推定などもまさにコンピュータの発達で可能となったものであり、これからそういうフェーズが必ず10年以内にやってくると思うので、そういう意識でデータの取り方などを見直していただければと思う。

事務局：将来に向けての御意見ということで承る。

以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。